
京都市 避難所運営マニュアル

資料編

(Q & A, 参考資料集, 様式集)

1 Q & A

2 参考資料集

3 樣式集

1 Q & A

Q 1 避難所とは？

Q 2 男女共同参画の視点に配慮した運営とは？

Q 3 開設準備開始の判断は？

Q 4 鍵が開けられない時どうする？

Q 5 開設セットの使い方は？

Q 6 名簿づくりの進め方は？

Q 7 学区内の避難所，避難者情報の確認は？

Q 8 運営協議会のポイントは？

Q 9 季節による注意事項と衛生管理

Q 10 生活環境の衛生管理

Q 11 トイレの工夫と利用注意事項

Q 12 子どもの居場所づくりの工夫は？

Q 13 相談体制の確立，こころのケア

Q1

避難所とは？

ポイント

- 避難所は大規模災害時、地域の住民を中心として被災者が生活する場です。
- いのちを守り、希望を見出す拠点として、基本的に住民が主体となって自主的に運営する場です。
- また、在宅被災者も含め被災者の支援拠点、情報拠点でもあります。

解説

～ 避難所の基本的な考え方 ～

◆◆ 避難所の目的 ◆◆

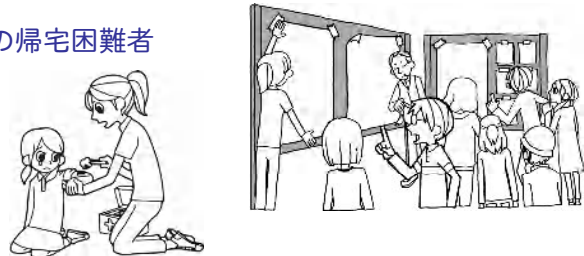
- 地震等の大規模災害時、迅速に避難者を受け入れ、生命・身体の安全を守り、被災による心身の傷を癒し、再建への希望を見出す拠点とすることを目的とします。

◆◆ 対象者 ◆◆

- 避難所での避難生活を希望する被災者
- 在宅被災者（避難所を訪れる在宅被災者への情報提供、炊き出し・救援物資の配給）
- 旅行者、通勤・通学者等の帰宅困難者

◆◆ 避難所の機能 ◆◆

- 避難生活を支援
- 食料、水の配給拠点
- 情報の提供・収集
- 簡単な手当てや健康相談
- 被災者の相談



◆◆ 避難所の運営 ◆◆

- 施設管理者、区・支所災害対策本部と協力しながら、地域（避難者）が主体的に開設し、避難者同士がお互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な運営に当たることとします。
- 行政は、避難所運営の基盤を支え、避難所における適切な情報やニーズをキャッチし、避難所運営の流れが滞らないように最善の努力を行います。

Q2

男女共同参画の視点に配慮した運営とは？

ポイント

- 男女共同参画の視点に配慮した運営, 特にこれまでの災害で配慮が不足していた女性の視点を入れた運営を進めます。
- これまでの災害事例から, 災害時, 固定的性別役割分担が更に強まる傾向があります。避難所内外での作業をみんなで行うことが重要です。

解説

～ 避難所の基本的な考え方 ～

◆◆ 男女それぞれのニーズの違いに配慮した

安全・安心・快適空間づくり ◆◆

- 女性をはじめ, 要配慮者に配慮した避難所づくりを目指すことで, 被災者全員が少しでも快適に避難所生活を営むことができるよう心がけましょう。(ユニバーサル・デザインの視点を大事にしましょう。)

(工夫例) 授乳スペースの確保, 男女別の更衣スペースの確保,
運営協議会に女性参加, 生理用品等の女性による配付,
暴力等に関する相談窓口の設置 など

これまでの災害事例における課題

- * 特に女性に対して性犯罪被害, 暴力被害等が発生しています。
- * 意志決定の場に女性が参画しておらず, 女性のニーズが十分に把握されず, 物資や生活で不便な状況を強いられる傾向がみられます。

◆◆ みんなで活動 ◆◆

- みんなで活動することで, 被災者がお互いの活動を尊重しあえるようにしましょう。
- 一つの活動において, 性別が偏らず, 男女がともに活躍できるようにしましょう。

これまでの災害事例における課題

- * がれき処理を行う男性には日当が出るが, 女性は当然のように何十人分もの炊き出しを割り振られ, 日当は出ないという状況でした。1 日中, 食事の用意や片付けに追われ, 子どもの面倒や両親の介護が十分に行えない環境でした。
- * 男性は早い段階で職場へ復帰する一方, 不便な生活環境の下での家事や育児などの家庭的責任に対する負担が女性に集中しました。

Q3

開設準備開始の判断は？

ポイント①

○地震の場合は、原則必要な場合（地域にとどまっていることが危険、あるいは不安であると判断した場合、避難者がいる場合）、水害（洪水、土砂災害）は、原則必要な場合（避難準備情報・勧告・指示発令時）に避難所を開設します。

*住民が開設した場合、区長が開設時点にさかのぼり事後承認します。

解説

地震の場合

*原則必要な場合（地域にとどまっていることが危険、あるいは不安であると判断した場合、避難者がいる場合）、避難所を開設します。

水害(洪水、土砂災害)の場合

*台風や集中豪雨等による水害（洪水、土砂災害）においては、「避難準備情報・勧告・指示」が発令された際、避難所を開設します。

避難準備情報：人的被害発生のおそれがあり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始する必要がある場合に提供する情報

*ただし、浸水時、夜間の場合や昼間でも溢水等により、河川と道路の境界やマンホールの蓋が見えない場合など、避難に危険性がある場合には、一時的に2階以上に待避することなどがが必要です。

ポイント②

○避難所の施設管理者が在中時の場合、施設管理者と協議、確認の上、開設準備を進めます。

○避難所の施設管理者が不在の場合、地域で開設準備を進め、可能な場合、施設管理者へ連絡します。

解説

*施設管理者の連絡先

施設管理者代表[]（連絡先 ）

※毎年必ず確認しておきましょう。

*施設管理者の在中(勤務時間)状況

平日：

休日：

Q4

鍵が開けられない時どうする？

ポイント

○鍵保管者がかけつけられないなど、事前に決めた開錠手順で開錠できない時は
_____の緊急対応により開設準備を進めます。

解説

緊急対応について

※施設管理者等と事前に協議した内容を記述してください。
(手順、図面など)

★緊急対応により万が一、物を破損した場合は・・・

次のように連絡・報告します。



Q5

開設セットの使い方は？

ポイント

○開設セット

- | | | | |
|----------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| ☐ ブルーシート | ☐ ガムテープ | ☐ 模造紙 | ☐ 筆記用具 |
| ☐ 様式書類つづり | ☐ ビニール袋 | ☐ 掲示板（トイレ等） | |
| ☐ 簡易ゼッケン | ☐ タオル | ☐ マスク | ☐ 簡易トイレ |

解説

レイアウトでの利用例

- ①床にテープを貼り，通路などの位置をレイアウトします。
- ②ブルーシートを敷きます。
- ③立入禁止箇所などを紙に書いて表示します。
- ④トイレ等を掲示します。



受け入れ時の利用例

- ①咳が出るなどの症状がある避難者にマスクを装着してもらうなど配慮します。
- ②役割分担が分かりやすいように簡易ゼッケンをつけます。

Q6

名簿づくりの進め方は？

ポイント

- 地域での安否確認，避難者への物資・食料等の配給，外部からの問合せなどへ対応するため，「避難者名簿」等はできるだけ早く作成する必要があります。
- 避難者へ「避難所入退所届」の記入を依頼し，名簿の作成を進めます。

解説

○手書きでの作成が基本になると思われますが，五十音順の並べ替えや目的別の一覧表の作成などが必要になることもあります。状況により，パソコン等を利用できる環境であれば，データを作成しましょう。

避難所で名簿を作成する場合

○避難者名簿

町単位で「避難者名簿」を作成します。安否確認を容易にするため，他地域からの避難者については別に名簿を作成します。

○帰宅困難者リスト

地域住民とは別にリストを作成します。

帰宅困難者とは

- 勤務先や学校で災害にあい，徒歩で自宅へ帰ることが困難になった者
- 外出先，旅行先で災害にあい，自宅へ帰ることが困難になった者

事前に地域住民の名簿を作成している場合

○事前に作成している名簿に基づいて，避難者，在宅被災者の確認をして避難者名簿，在宅被災者リストを作成します。

Q7

学区内の避難所，避難者情報の確認は？

ポイント

※検討内容を記述してください。

(仮)

パターン①

- 避難所を 学区の本部避難所として，
安否確認情報や避難者情報などの情報は 避難所に統括しま
す。

パターン②

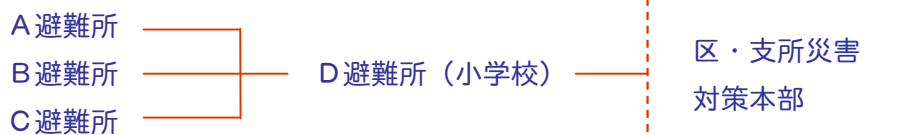
- 学区内の各避難所は独立した運営とします。

「2 資料集 ④避難所マップ」

解 説

情報統括など

【パターン①】



【パターン②】



Q8

運営協議会のポイントは？

ポイント

○避難所運営に当たっては、事前に想定したメンバーによる運営協議会での運営が基本となりますが、災害の状況、避難の状況により臨機応変な対応が求められる場合もあります。その時には、避難者の中で運営協議会を再編成する必要があります。

＊応急的な対応が落ち着いてきた段階では、全体の合意によって問題を解決する話合いの場を設定することが大切です。話合いの場をコーディネートする役割を決めましょう。

＊運営協議会のリーダーとなる方には精神的に多くの負担がかかります。リーダーを支える仕組み、避難者の協力が必要です。

＊男性、女性双方の視点が配慮されるよう、運営協議会には女性も参加するようにしましょう。

解説

災害時、リーダーが献身的に活動をして、全てを一身に受けてしまうと、過労から倒れてしまうといったようなことも起こります。リーダーを支える仕組みづくり、休息がとれるようにするため、次のような対応も検討します。

リーダーのローテーション

○各班の班長を班内で交代制にして、1週間おきにローテーションするなど工夫します。

外部の方の運営協議会への側面的支援

○運営協議会の役割を担っている人など、地域の特定の方への負担が大きくなると、心身ともに疲労してしまいます。外部の方に参加してもらうことは、その負担軽減になる一方、日ごろからのコミュニケーションがないことにより協力関係が築きにくく、避難所内のコミュニティが悪化してしまうことも起こりえます。救護・要配慮者への対応、ボランティアへの対応など配置に配慮して、運営の側面的支援をしてもらいましょう。

季節による注意事項と衛生管理

ポイント

○季節による注意事項に配慮して、居住環境の温度管理、食中毒予防に取り組みましょう。

解説

夏の場合

【居住環境、空調・換気】

- *暑い場合には、換気をできるだけ行い、避難者の居住スペースが日陰となっているかどうか確認し、日差しを遮るよう工夫します。
- *屋内の熱中症対策として、こまめな水分補給を呼びかけます。(特に乳幼児、高齢者など)氷柱の設置やかき氷の配給などもひとつの方法です。
- *夏服の確保と、適切な衣類への着替えは大切です。
- *梅雨の時期にはダニが発生しやすいので、布団を敷きっぱなしにせず、日光干しや通風乾燥を行うよう避難者に呼びかけます。
- *虫への対策として、避難所の出入口や窓に、できたら細かな網を張る、殺虫剤を使用するなど防虫対策を行います。

【食中毒予防】

- *夏に向けて気温が上がり始める時期から、食中毒に注意します。

冬の場合

【居住環境、空調・換気】

- *寒い場合には、施設暖房による温度管理に留意します。
- *避難者が毛布の確保や衣類の重ね着をして対応しているかどうか留意します。
- *床に直接ではなく、マットや畳を敷いた上に座るようにします。

【食中毒予防】

- *寒い時期でもノロウイルスなどによる食中毒が起こるので注意します。

【風邪、インフルエンザ対策】

- *空気が乾燥すると、ウイルスが空気中で拡散しやすくなり、また、のどの粘膜の防御機能が低下して、風邪やインフルエンザにかかりやすくなります。避難所内の湿度調節の対応としては、霧吹き等で水(定期的にアルコールなど)を吹きかけて、一定の湿度を保つやり方や早期に加湿器等を配置することが必要です。

Q10

生活環境の衛生管理

ポイント

○避難所で生活する避難者の健康を守るため、ゴミ、トイレ、寝具等、生活環境の衛生管理に取り組みましょう。(※トイレについてはQ11)

解説

ゴミ

- 避難所内でのゴミ捨て場を定めて、封をして、ネズミ、ハエやゴキブリの発生を防止するようにしましょう。
- 分別を徹底して定期的に収集し、閉鎖された場所で管理しましょう。特に生ごみ等腐りやすいものは気を付けて管理しましょう。

寝具等の清潔保持

- 室内は土足厳禁として、布団を敷くところと通路を分けるようにしましょう。
- 入室時には服の埃を払うよう呼びかけましょう。
- 敷きっぱなしの毛布等寝具が汚れ、湿気を含み、雨天の多くなる梅雨の季節にはダニなどが発生しやすくなります。日中は布団を敷きっぱなしにせず、晴れた日には日光干しや通風乾燥を行うよう、避難者に促しましょう。
- 布団乾燥機などの機器があるところでは、定期的に乾燥に使用できるよう、使用の順番を決めましょう。
- 重労働となる寝具の交換においては、特に高齢者の交換を周りの者が手助けできるよう、曜日を決めるなど計画的に実施しましょう。

避難所の衛生管理

- 保健衛生班は、保健センター職員による指示を基に、避難所内の日常の衛生管理を行います。
- 下痢等の症状を呈する方が発生した場合には、トイレのドアノブや洗面所の蛇口等多くの人に触れるところを拭き取りによって消毒しましょう。

トイレの工夫と利用注意事項

ポイント

○トイレの対応は非常に重要で、避難直後から必要になってきます。処理もあわせて考え、トイレ設置などに工夫しましょう。

解説

○トイレは、やむを得ない場合、野外に設けることも可能ですが、排せつ物による環境汚染が発生しないように蓋をするなど工夫しましょう。

○使用後は流水が利用できるときは手指を流水・石けんで洗えるようにし、消毒を励行しましょう。ペーパータオルを設置しましょう。トイレへの共用タオルや手洗いバケツの設置は感染症の流行を広げる恐れがあるので避けましょう。水が使えない場合は、ゴミ箱を設置してウェットティッシュを活用するなど、手をきれいにする手段を確保しましょう。

○トイレは、当番を決め定期的に清掃、消毒を行いましょう。

[既存のトイレを利用する場合]

○断水している間は、使用したトイレトペーパー（不足時は新聞紙など）をゴミ袋（できれば黒色）や段ボールなどに捨てるようにします。

○断水で尿や便が流せないの、便の山になります。処理の対応が必要になります。

（例）南三陸町の中学校の例

ペットボトルを半分に切断し、使い捨てのスコップをつかって撤去作業。洗い流す水は雪や雨樋から流れる雪解け水を利用。

[トイレを工夫して設置する場合]

○ビールケースやダンボール箱にゴミ袋などをかぶせ、新聞紙を敷いてトイレづくり。用を足した後は新聞紙をかぶせるようにします。袋をできるだけ密閉して、しっかり結びます。

（例）南三陸町の中学校の例

体育館裏にテントを立て周囲をブルーシートで囲み、内部を4つの部屋に区切り、20 リットル缶にビニール袋を掛け、その両脇に足場としてブロックや縁石を置いて簡易トイレ作製。不安定な足場の支えと前部を隠すため、生徒用の椅子を前方に設置。男女に割り当て。基本的には「小便は校舎内のトイレ、大便是外部トイレ」とルール化（夜間用と足の不自由な方用として、室内に1箇所だけポータブルトイレを設置）。校舎内のトイレはペットボトルに沢水を汲んできて流すようにした。（キリで穴を7、8個あけたキャップをつけたほうがうまく流せた）

Q & A

～トイレについて～ （南三陸町の中学校の例から）

- 使用頻度が大幅に増したことによって、トイレ清掃と消毒液の補充等の作業が大変になり、トイレ係の増員が必要な状況になった。
- トイレを清潔に保つために、必要最小限の設置で対応することが避難生活では大切なことだった。
- トイレをきれいに保つことで、生活環境をきれいに保つことにつながり、そこで生活する人々の心までもきれいなままで、避難生活を送ることができた。

Q12

子どもの居場所づくりの工夫は？

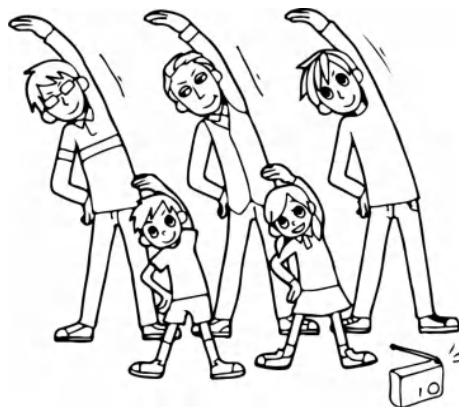
ポイント

- 被災体験により、様々なストレス障害（PTSD）を引き起こす心配があります。
- 予防のために、子どもが「大きな声を出す」「体を動かす」「表現する・伝える」など安全に遊べる場をつくりましょう。
- 子どもの対応は、災害ボランティアセンターから派遣される子ども支援のボランティアにお願いできる場合もあります。

解説

ヒント① 体操をする

- ボランティアの方の協力等を得ながら、みんなで一緒に、音楽に合わせて体操をします。



ヒント② かけっこをする

- 校庭などの場所を使って、かけっこや鬼ごっこなど体を動かして遊ぶ時間をつくれます。

ヒント③ 絵を描く

- 絵を描くことで、うまく話せない心の中を表現できることもあります。

ヒント④ 音楽を聴く・歌う

- 演奏を聴いたり、歌を歌う時間をつくれます。

Q13

相談体制の確立，こころのケア

ポイント

- 被災体験により，様々なストレスからこころや体に変化が生じ悪化する場合があります。早期に気づいて対応できるように，声かけなどに心がけましょう。
- 生活の再建など避難者の不安を解消するための相談体制を確立しましょう。

解説

相談体制の確立

- 行政が実施している無料相談（法律相談，資金貸付相談，福祉・生活相談等）の情報が被災者に届くように工夫しましょう。

こころのケア

- 被災体験により，様々なストレスから，こころや体に変化が生じます。
- 次の様な「こころのケア」を図りましょう。
 - * 休息や睡眠がとれているか確認する。
 - * 「6秒で大きく吐き，6秒で軽く吸う，朝夕5分ずつ」の呼吸法
 - * ボランティアなどを活用して被災体験を聴く。
 - * ゆっくり話をよく聴いて否定をせず感情を受け止める。
 - * 隣に座る，別れ際の握手，子どもは抱っこするなど触れることによるコミュニケーションを図る。
 - * 必要に応じて専門家へ橋渡しする。 など
- 遺族が多い避難所においては，精神・福祉専門職の協力を得て，遺族同士が語り合える場（わかちあいの場）を設けることも有効な方法です。こうした支援を「グリーンケア」と言います。わかちあいの場では，お互いに批判せず，言いつばなしで，聞いたことをその場に置いて部屋を出る等のルールを決めて実施します。

2 参考資料集

- ①防災無線簡易操作マニュアル
- ②安全点検チェックリスト
- ③「地域の集合場所」等マップ
- ④避難所マップ
- ⑤区災害ボランティアセンターとは
- ⑥要配慮者の特性ごとの対応
- ⑦外国人対応について
- ⑧高齢者，子ども，乳幼児などの個別対応
- ⑨避難所における口腔ケア
- ⑩炊き出しについて
- ⑪食物アレルギーについて
- ⑫食料・物資の確保等の体制と調達・供給する品目の例
- ⑬避難所におけるいろいろな工夫
- ⑭自主防災器材格納庫リスト
- ⑮福祉避難所一覧
- ⑯災害時協力井戸について
- ⑰防災関係機関等
- ⑱伝言ダイヤルの使い方
- ⑲地域概況

①防災無線簡易操作マニュアル

基本的な操作のご案内

1.1 電源を入れる

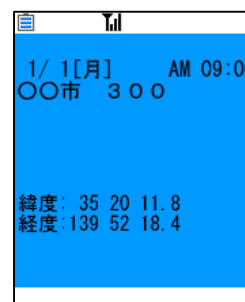


- ①  電源 を 2 秒以上押します。
- ② 起動スプラッシュ画面が表示されます。
- ③ 待ち受け画面が表示されます。

起動スプラッシュ画面



待ち受け画面



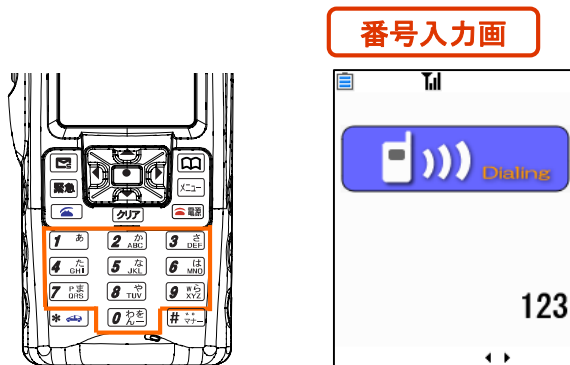
注 意

- 電池残量が少ない場合、起動できないことがあります。
- 電池を交換するか、充電してください。

1.2 電話をかける

①待ち受け画面から、管轄する区役所の3ケタの電話番号を入力します。

(防災無線番号表参照)



② を押します



③通話が終わったら、を押します。

注意

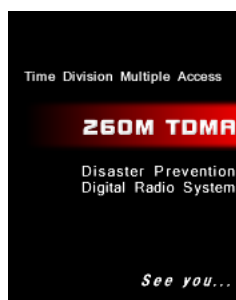
○圏外の場合や呼び出し先通話中の場合、接続中から待ち受け画面に戻ります。

1.3 電源を切る



- ① 電源を2秒以上押します。
- ② 終了スプラッシュ画面が表示されます。
- ③ 画面が暗くなり電源が切断されます。

終了スプラッシュ画面



注意

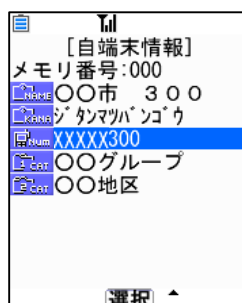
○基本的には、電源を入れたまま、充電器に差し込んだ状態で常置しておいてください。

1.4 本機の番号を確認する



- ① 待ち受け画面でメニューを押します。
- ② ユーザーデータを選択し、決定キー(●)を押します。
- ③ 自端末情報を選択し、決定キー(●)を押します。

自端末番号画面



自端末番号

補足

自端末番号はシステムコード5桁と個別番号3桁を含めた8桁で表示されます。

例 XXXXX300 下3ケタが本機の番号です

防災無線番号表

北区役所	・ ・ ・ ・ ・	161
上京区役所	・ ・ ・ ・ ・	162
左京区役所	・ ・ ・ ・ ・	163
中京区役所	・ ・ ・ ・ ・	164
東山区役所	・ ・ ・ ・ ・	165
山科区役所	・ ・ ・ ・ ・	166
下京区役所	・ ・ ・ ・ ・	167
南区役所	・ ・ ・ ・ ・	168
右京区役所	・ ・ ・ ・ ・	169
西京区役所	・ ・ ・ ・ ・	170
洛西支所	・ ・ ・ ・ ・	171
伏見区役所	・ ・ ・ ・ ・	172
深草支所	・ ・ ・ ・ ・	173
醍醐支所	・ ・ ・ ・ ・	174
京北出張所	・ ・ ・ ・ ・	175

②安全点検チェックリスト

建物自体や周辺状況に係る安全性のチェック	チェック1 建物周囲, 全体		ない	ある
	①	周辺の建物、擁壁、塀及び地盤等に危険はありませんか？（周辺の建物が倒れてきそう。地盤が沈下しそう。など）		
	②	建物の形が大きく変わっていませんか？（建物の一部が崩れている。階がつぶれている。など）		
	③	建物が傾いたり、建物が沈んでいませんか？		
	チェック2 基礎, 構造体		ない	ある
	①	【鉄骨造】鉄骨の骨組みが壊れていたり、大きな変形はありませんか？（柱の一番下、柱と梁の接合部など）		
	②	【鉄筋コンクリート造】柱、梁が壊れていたり、大きなひび割れ（概ね幅2mm以上）がありますか？		
	③	【木造】壁に大きなひび割れや、亀裂などはありませんか？		
	④	【共通】建物の基礎の一部が崩れていたり、基礎に大きなひび割れがありますか？		
	⑤	【共通】基礎と基礎の上の建物にずれがありますか？		

※ 全ての項目が、「ない」であることを確認してください。

避難所として使用するうえでの安全性のチェック	チェック1 避難ルート		ない	ある
	①	避難所利用者の避難ルートを複数確保するうえで、危険と判断される部分がありますか？（避難ルートの出入口が開閉できない。避難ルートの床にガラスの破片が散乱している。など）		
	チェック2 落下・転倒		ない	ある
	①	以下の部位が、地震により落下・転倒していませんか？ または、大きな余震等により落下・転倒する危険がありますか？	—	—
		ア) 屋根の材料（瓦など）		
		イ) 窓枠、窓ガラス		
		ウ) 壁（外壁の一部や室内の壁、ブロック塀など）		
		エ) 看板や機械類（屋外機など）		
		オ) 天井、照明器具		
		カ) 屋外階段		
		キ) 屋外、屋上等に設置してある倉庫など		
		ク) その他（棚など）：（ （ （		

※ 使用する部分について、全ての項目が「ない」であることを確認してください。

その他	チェック1 その他		ない	ある
	①	その他、危険と判断される状況はありますか？：（ （		

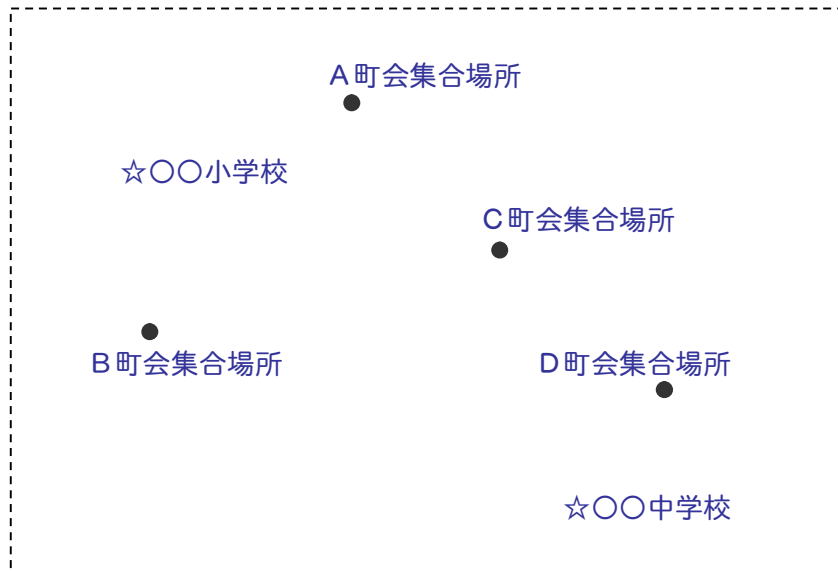
※ 全ての項目が、「ない」であることを確認してください。

③「地域の集合場所」等マップ

※地域で作成し、貼り付けます。

*学区内の各「地域の集合場所」位置図、避難ルート、避難所、該当町内会一覧等の明記

□□学区地図



避難所	該当町会
○○小学校	A町会
	B町会
	C町会
○○中学校	D町会
○○	

④避難所マップ

※地域で作成し、貼り付けます。

*周辺（区内）避難所一覧と位置図

⑤区災害ボランティアセンターとは

- 市内での大規模災害時に、被災地から最も近い地域において、ボランティア活動が行えるように、開設の準備が整った段階で（概ね3日～1週間を目途）各区に立ちあがるのが区災害ボランティアセンターです。
- 区災害ボランティアセンターは、市災害ボランティアセンターと連携を図りながら、被災者や避難所のニーズの把握、ボランティアの受け入れ、コーディネート等を行う体制を確保します。
- 多くのボランティアの力が必要です！

* 区災害ボランティアセンターの役割 *

- 被災住民のボランティア支援情報の収集・集約
- ボランティアの登録及びボランティア保険の加入手続
- ニーズとボランティア活動のコーディネート（調整）
- 区・支所災害対策本部，京都市災害ボランティアセンター，関係団体等との連絡調整
- その他区内における災害ボランティア活動の推進に必要な業務

具体的な例・・・

- * 泥かきやがれき撤去といった力仕事
- * 汚れた家の拭き掃除やゴミ出しといった清掃活動
- * 被災者の方の話をうかがう傾聴ボランティア
- * 避難所等での食事提供などを行う炊き出し
- * 避難所の中の生活支援を行う避難所支援
- * 子どもの遊び場をつくったりする子ども支援
- * 仮設住宅の訪問やイベント等の仮設住宅支援
- * 被災地のための募金活動
- * 風化させないための啓発活動
- * 被災地から避難してこられた方々への支援 等

* 運営 *

- 「区社会福祉協議会」が運営します。

設置場所

区	選定場所	所在地
北区	国立大学法人京都教育大学附属京都中学校 ランチルーム内	北区小山南大野町 1
上京区	同志社大学寒梅館及びグラウンド内	上京区今出川通烏丸東入玄武町 601
左京区	国立大学法人京都工芸繊維大学（大規模） 左京区役所 1 階ロビー（中規模） 山村都市「交流の森」（北部山間地域）	左京区松ヶ崎橋上町 1 左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2 左京区花脊八桝町 250
中京区	京都御池創生館地下研修室 花園大学 佛教大学二条キャンパス	中京区御池通柳馬場東入東八幡町 579 中京区西ノ京壺ノ内町 8-1 中京区西ノ京梅尾町 2-7
東山区	東山区役所ホール（B 1 F） 東山開晴館	東山区清水五丁目 130-6 東山区六波羅裏門通東入多門町 155
山科区	山科青少年活動センター	山科区竹鼻四丁野町 42
下京区	京都リサーチパーク東地区 1 号館（会議室）	下京区中堂寺南町 134
南区	南区役所ホール（ヘルスピア 21 内）	南区西九条南田町 1-2
右京区	サンサ右京 1 階区民ロビー（中規模） 右京ふれあい文化会館及び太秦安井公園（大規模） 京北合同庁舎	右京区太秦下刑部町 12 右京区太秦安井西裏町 11-6 右京区京北周山町上寺田 1-1
西京区	京都市西文化会館ウエスティ ホテル京都エミナース アニバーサリーホール 2 階 及び 駐車場内	西京区上桂森下町 31-1 西京区大原野東境谷町 2 番地 4
伏見区	株式会社京都科学 京都本社 龍谷大学 深草学舎 パセオ・ダイゴロー西館	伏見区北寝小屋町 15 伏見区深草塚本町 67 伏見区醍醐高畑町 30-1

（平成 24 年 10 月 1 日現在）

⑥要配慮者の特性ごとの対応

* 避難に関して *

	避難行動等の特徴	避難誘導時の配慮事項
視覚障害のある人	○被害の状況を知ることができない。(視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。) ○災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。	○日常の生活圏外では、介護者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要である。 ○日常の生活圏であっても災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。 ○白杖等を確保する。 ○安否確認及び避難所への歩行支援を行う。
聴覚障害のある人	○音声による情報が伝わらない。(視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。) ○緊急時でも言葉で人に知らせることが難しい。	○手話や文字情報によって状況説明を行い避難所等へ誘導する。(筆記用具等を用意しておく。)
言語障害のある人	○緊急時でも言葉で人に知らせることが難しい。	○手話や文字情報によって状況説明を行い避難所等へ誘導する。(筆記用具等を用意しておく。)
肢体不自由のある人	○自分の安全を守ることが難しい。 ○自力で避難することが難しい。	○自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。

	避難行動等の特徴	避難誘導時の配慮事項
内部障害のある人	○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ○心臓、腎臓、呼吸器などに機能障害があり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 ○医薬品を携帯する必要がある。 ○常時医療機材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）を必要とする人がいる。	○常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
知的障害のある人	○急激な環境の変化に順応しにくい。 ○一人では理解や判断することが難しく（緊急事態等の認識が不十分な場合）、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。	○一人でいるときに危険が迫った場合には、緊急に保護する。 ○災害の状況や避難所等の位置を短い言葉や文字、絵、写真等を用いてわかりやすく説明する。必要に応じて誘導する。 ○また、動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。
精神障害のある人	○災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。 ○自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。 ○普段から服用している薬を携帯する必要がある。	○災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて無理のないやり方で誘導する。 ○また、動揺している場合には、時間を取り気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。
認知症高齢者	○時間、場所、人に関する見当が混乱することがある。 ○言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがある。 ○急激な環境の変化への適合が難しい。	○動揺している場合は、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。

* 情報伝達, 避難生活に関して *

	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難生活における配慮事項
視覚障害のある人	○視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知が困難な場合が多いため、音声による情報伝達及び状況説明が必要である。	○行政からの広報, その他生活に関する情報等が来た時には, 必ず知らせる。 ○分かりやすい口調で伝える。 ○音声情報で複数回繰り返す。 ○点字や拡大文字のほか, 指点字や触手話, 指文字, 手のひら書きなど, 一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。 ○盲ろう者通訳・介助員を避難所等に派遣する。	○避難所内の案内を行う。特にトイレや水道などの場所確認のための誘導を行う。 ○仮設トイレを屋外に設置する場合は, 壁伝いに行くことができる場所に設置する等, 移動が容易にできるよう配慮する。
聴覚障害のある人	○音声による避難・誘導の指示が認識できないため, 手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要である。 ○重視聴覚障害のある人の場合には, さらに併せ持つ障害に応じたニーズがあることに留意する。	○コミュニケーション手段を本人にまず確認する。 ○正面から口を大きく動かして話す。 ○文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝える。(常時筆記用具を用意しておく。) ○盲ろう者通訳・介助員・手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。 ○掲示板, ファクシミリ, Eメールを活用した情報提供を行うとともに, 文字放送専用テレビを避難所に設置することに努める。	○伝達事項は, 紙に書いて知らせる。 ○派遣された手話通訳者, 要約筆記者等にも協力を求める。
言語障害のある人	○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため, 手話・筆談等による状況把握が必要である。		○伝達事項は, 紙に書いて知らせる。 ○派遣された手話通訳者, 要約筆記者等にも協力を求める。

	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難生活における配慮事項
肢体不自由のある人	○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多く、車いす等の補助用具が必要である。メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である。		○車いすが通れる通路を確保する。 ○家具の転倒防止などの安全を確認する。 ○車いす用のトイレを確保する。
内部障害のある人	○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補助用具が必要である。 ○医薬品や医療機材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要である。 ○ストマ装用者にとってはストマ用装具が必要である。（※ストマ用装具：蓄便袋、蓄尿袋など）		○医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。 ○医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。 ○食事制限の必要な人の確認も必要となる。 ○薬やケア用品の確保も必要となる。 ○ストマ装用者にとってはトイレや水道などの水洗い場・補装具置き場等が必要となる。 ○各種装具・器具用の電源確保が必要となる。（人工呼吸器の予備電源確保も含む。）
知的障害のある人	○緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導する必要がある。	○具体的に、短い言葉で、分かりやすく情報を伝える。 ○絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ○精神的に不安定になる場合があることに配慮する。	○環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活を分かりやすく伝えて理解を図るとともに、日常の支援者が適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせるように配慮する。

	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難生活における配慮事項
精神障害のある人	○災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要である。 ○服薬を継続することが必要な人が多いため、日ごろから自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要である。	○具体的に、分かりやすく簡単に情報を伝える。 ○精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する。	○孤立してしまうことが多いため、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮する。 ○服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前、量を知っておくこと、例えばお薬手帳などの利用が必要である。 ○関係医療機関との連絡・支援体制が必要である。
認知症高齢者	○緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなど、気持ちを落ち着かせる必要がある。	○具体的に、短い言葉で、分かりやすく理解しやすい方法で情報を伝える。	○環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 ○食事をしたことを忘れて要求するなど、最近の出来事をすっかり忘れることがある。 ○身の回りの物の用途がわからなくなることがある。 ○服の着替えがうまくできないことがある。 ○環境の変化にうまく対応できないことがある。

⑦外国人対応について

* 通訳の確保のためのアイデア *

- 避難所開設時のできるだけ早い段階で、掲示板等による募集を行いましょう。
- 地域で事前に把握している場合は、その人材を活用しましょう。
- 様式集③「避難所入退所届」の“特技や資格”に記入してもらい、協力してもらいましょう。

* 避難所における外国人への配慮のポイント *

■ことば

- 難しい用語、言い回しに注意しましょう。図やイラストを使用することで、翻訳しなくても伝えられる場合もあります。
- ルビや「やさしい日本語」を使用することにより、外国人だけでなく、子どもや高齢者等より多くの人にとってわかりやすいものとなります。(やさしい日本語→普通の日本語よりも簡単で、外国人もわかりやすい日本語)
- 避難所内部の施設や、よく使われるフレーズ等を多言語化して掲示、放送することは、日本語を母語としない方の情報収集やルール理解のために必要です。また、日本語を母語としない方が避難していることを可視化するうえでも重要となります。翻訳には、「災害時多言語情報作成ツール」を活用しましょう。

《災害時多言語情報作成ツール》

避難所内の施設名や簡単なフレーズを多言語で印刷することができるツールです。

(財)自治体国際化協会のホームページで無料ダウンロードが可能です。

<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/tool.html>

■習 慣

- 日本では当たり前のことが当たり前でない場合もあります。就寝・起床時間等の生活リズム、声の大きさやトーン等、文化が違えば習慣も違います。

■宗 教

- 宗教上食べられないもの、できないこと、しなくてはならないことがあります。例えば、イスラム教では、お祈りの時間や場所の確保は大変重要で、ラマダーン(断食期)の際の食事時間も厳格に定められています。避難所では保障できない場合も多いですが、宗教が生活に不可欠である人達がいるかもしれないことを知っておくことは大切です。

■食 事

- 宗教上、食事制限のある人がいます。(例：豚肉、アルコールなど)
- ベジタリアン(菜食主義者)の方でも色々なパターンがあります。(例：卵や魚も食べる人もいれば、魚でとった出汁も駄目という人もいます)

■必要とする情報

- 世界には地震のない国もあり、パニックに陥ることも想定されます。冷静に正確な状況判断のための情報や知識を伝えることが必要となります。
- 大使館、領事館、自国への連絡方法、在留資格に関する手続き等の情報が必要となります。
- 避難生活が長期化すれば、お金や仕事のこと等、日本人被災者と同じような生活相談も増えます。
- 自衛隊や消防の災害救助の役割についての理解や知識が日本人と異なる場合があります。
- コミュニティFM等、災害時にラジオが貴重な情報源になることを知らない外国人は多いです。（普段ラジオを聞いていない可能性が高い）

サポーターとしての外国人

- 要配慮者ではあるが、通訳ができる・体力がある・何かの専門家である、外国の文化に通じており、他の被災者に説明することができるなど、避難所運営にとって重要な存在となる人材である可能性もあります。避難所内の問題解決、意志決定にも一緒に参加してもらうことが大切です。

外国人コミュニティの存在

- 出身国や文化を同じくする外国籍市民等の方々は、コミュニティとして定期的集っておられることがあります。こうした方々は、災害時には、避難所以外にも、日頃から利用している外国人学校や教会等の施設に避難することも考えられます。
- 地域にどういった外国籍市民が住んでおられ、どのように生活しておられるのか、日頃からの付き合いのなかで把握するよう心がけておくことが望ましいです。

「災害時における外国人支援ネットワークに関する協定書」について

- 近畿地域国際化協会連絡協議会を構成する8つの協会（2府3県3政令市）では、近畿圏内で大規模災害が発生した際には、相互に協力して円滑に外国人支援を行うことを目的に、「災害時における外国人支援ネットワークに関する協定書」を締結しています。コーディネーター及び通訳者の派遣や、翻訳による支援、またボランティア情報の相互共有などについて、災害発生時には相互に支援します。（公財）京都市国際交流協会、（公財）京都府国際センターもこのネットワークに所属しており、京都市内で大規模な災害が発生した場合は、（公財）京都市国際交流協会が「災害時多言語支援センター」を開設し、近畿地域の他の国際交流協会等の協力を得て、被災者支援を行います。

公益財団法人京都市国際交流協会 （連絡先 752-3010）

京都で暮らす外国人を支援する事業に取り組んでいます。カウンセリング、通訳派遣、日本語講座、イベント開催、災害情報提供などを行っています。

⑧高齢者，子ども，乳幼児などの個別対応

* 高齢者に対する対応 *

○個別の物資要請

- ①オムツ

○気をつけること

- ①脱水症状の予防
- ②衣服の着替えや入浴の状況の確認
- ③できる限り，身の回りのことは自分でしてもらうこと
- ④転倒に注意
- ⑤見当識障害の予防
- ⑥コミュニケーションの取り方を工夫
- ⑦洋式トイレ（ポータブルトイレ）の設置・確保

* 子どもに対する対応 *

○個別の物資要請

- ①遊べるもの

○気をつけること

- ①生活リズムを整え，安全な遊びの場や時間の確保
- ②日常生活を送れるように支援
- ③スキンシップをとって安心感を
- ④声かけなどによって外見上では判断できない身体的問題を把握
- ⑤脱水症状の兆候に注意，こまめな水分摂取

* 妊婦・産後間もないお母さん・乳幼児に対する対応 *

○個別の物資要請

- ①オムツ，おしり拭き
- ②ほ乳瓶，粉ミルク，湯
- ③離乳食（粉末やフリーズドライ，びん詰めのもの），スプーン
- ④生理用品

○気をつけること

- ①清潔，保温，栄養などの健康面への配慮
- ②ストレスなどによる心や行動の変化に配慮
- ③着替えや授乳時にプライベートな空間確保，話しかけやスキンシップを図ること
- ④粉ミルクは衛生的な水を用意

⑤注意したほうがよい症状

妊婦：お腹の張り・腹痛，膣からの出血，胎動の減少，むくみ，頭痛，目がチカチカ，発熱，下痢，がんこな便秘，めまい，はきけ，嘔吐，普段と違ったおりものなど

産婦：発熱，悪露（出血）の急な増加，傷の痛み，乳房の腫れ・痛み，母乳分泌量の減少，気が滅入る，イライラする，疲れやすい，不安や悲しさに襲われる，不眠，食欲不振など

乳児：発熱，下痢，食欲低下，ほ乳力の低下，夜泣き，寝付きが悪い，音に敏感になる，表情が乏しくなるなど

幼児：赤ちゃん返り，食欲低下，落ち着きのなさ，無気力，爪かみ，夜尿，自傷行為など

⑨避難所における口腔ケア

* 災害時に高齢者の肺炎(誤嚥性肺炎)が増加します *

大規模災害が発生し、被災者の避難所生活が長引くと、口腔内の細菌を唾液や時に食物と一緒に誤嚥(吸引)し被災高齢者の肺炎が増加します。

- 長期の水不足による口腔清掃不良
- 口腔清掃不良による口腔内細菌を増殖→感染源となる細菌が増える。
- 長期にわたる避難所生活による体力の低下→誤嚥を誘発
- 精神的ストレス等による免疫力の低下

誤嚥性肺炎が多発

* 阪神・淡路大震災における震災関連死の実態 *

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では6,434人の死者が発生

「直接死」：家屋の倒壊による圧死や窒息死・・・5,512人

「関連死」：震災後の避難生活中的の死・・・922人（総死亡者の14.3%）

※「関連死」のうち223人（内訳24%）は肺炎でした。

大地震をかいくぐって生き延びたにもかかわらず、その後わずか2箇月ほどの間に200人以上の命が失われたことになります。

* 避難常備品 *

- 歯ブラシや歯みがき剤及び、水がなくても大丈夫なように液体ハミガキを常備しましょう。
 - 入れ歯は日常の食生活を維持するために重要ですので、避難時には必ず持ち出しましょう。
- 注）大規模災害時には入れ歯の製作が、しばらく不可能となる可能性があります。

* 避難所での口腔ケアのポイント *

- 食事を終えたら、歯みがきやブクブクうがいを行い、歯や口の清潔を保ちましょう。
- 取りはずしのできる入れ歯も、清掃・洗浄し清潔を保ちましょう。
- 御自身の口腔ケアが困難な方は、御家族や介護にあたる周囲の方が歯や口、入れ歯の清掃・洗浄を行ってください。

⑩炊き出しについて

* 気をつけること *

- 栄養バランスのとれたメニューにしましょう。
- 塩分を控えめにして、例えば、高血圧の方なども食べられるようにしましょう。
- 加熱調理をしましょう。
- 衛生的な取扱いを徹底しましょう。

* 炊き出しの進め方 *

- 公的機関からいつ食料・水が届くのかは災害の状況によって異なりますが、できれば、公的機関からの支援を待つのみではなく、発災から 48 時間以内に避難者等が自分たちで食材を持ち寄り、炊き出しを行うことが望まれます。

[参考] 「初動期の炊き出し」(宮城県石巻市)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、発災 3 時間後に地域の力で炊き出しを実施した避難所がある。

宮城県石巻市の向陽地区。内陸にあるため、津波の被害こそ免れたものの、水道・ガス・電気、全てのライフラインが寸断された。避難所となった向陽地区コミュニティセンター、向陽小学校には、向陽地区の方のみならず、津波の被害を受けた沿岸部の方が続々と避難してきた。その数はピーク時に 1300 名にもものぼる。

ライフラインの寸断、避難者が大勢いる中、発災翌日の朝には、1300 人分のおにぎりが炊き出しで振る舞われた。おにぎりを握った主体は、自治会（向陽町 1 丁目、2 丁目の 1、2 丁目の 2、3 丁目、4 丁目の 5 行政区で構成）の女性部と地区担当民生委員と役員。『1 人 1 個』のルールを決め、赤ちゃんにもお年寄りにも平等に配布した。

なぜこの地区は、発災翌日から炊き出しをスタートできたのか。その理由は主に次の通りである。

- ・自治会において自主防災組織があり、毎年 1 回、炊き出しも含めた訓練が行われていた。
- ・災害時に必要な備品（発電機、調理器材、釜・ガス、備蓄食品少々（訓練時交換））を備えていた。
- ・町内の燃料店（プロパンガス）隣町の農家（米・野菜等）と生活協同組合と協力提携を結んでいるため優先的に購入できた。
- ・発災当日、早急に炊き出し用の米・水（ペットボトル）・塩を自主防災費（毎年少額の積立金制度有）より購入できた。
- ・自治会の女性部の方と学校の先生方が協力して運営を行ったこと。 等

向陽地区の炊き出しは、救援物資が届くまでの 1 週間、朝・昼・晩と毎日続けられた。

なお、救援物資が届けられてから在宅避難全世帯に少々でも、行政委員・民生委員・役員と手分けして配布している。

災害時は、いつ支援の手が届くかわからない。自分のことは自分でやる。非常時は行政に頼らず、地域の力を合わせ困難を乗り越えることができることを証明してくれる。

炊き出しレシピ例① みそ汁

◆材 料◆

材料名	1人分	30人分	100人分	備 考
大根	50g	1.5kg	5kg	M1本1kg
人参	10g	0.3kg	1kg	M1本150g
じゃがいも	30g	0.9kg	3kg	M1個150g
油揚げ 又は麩や湯葉	5g (2個)	2枚 (60g)	5枚 (300g)	
みそ	小さじ2	360g	1.2kg	
煮干し 又は風味調味料（顆粒）	1～2本 (少々)	150g (大さじ1)	0.5kg (大さじ3)	
水	200ml (1カップ)	6ℓ	20ℓ	

◆用意するもの◆

- | | | | |
|------------|-------------------------|---------------|------|
| ・大なべ（蓋付） | ・中なべ | ・包丁 | ・まな板 |
| ・玉杓子 | ・ウォータージャグ（アウトドアで使う給水容器） | | |
| ・ポリバケツ（蓋付） | ・ポリ袋 | ・お盆 | ・ラップ |
| ・お椀 | ・はし | ・熱源（カセットコンロ等） | |

◆作り方◆

- ① 野菜を流水で洗い、切る。油揚げは短冊に切る。
- ② 鍋に水を入れ煮干しを加えて30分ほど置き、煮干しがふやけたら強火にかける。
沸騰する直前に煮干しを取り出す。
- ③ ①の具材料を加え、軟らかくなったら味噌を加える。

◆ポイント◆

- *季節の野菜を好みでたくさん入れましょう。
- *野菜を細かく切りすぎないようにしましょう。
- *要援護者への配慮

子ども・高齢者	味噌を入れる前に取り分けて具材を軟らかく煮る。
飲み込みにくい方	味噌を入れる前に取り分けて具材を軟らかく煮る。 ⇒水溶き片栗粉でとろみをつける。
塩分を控えている方	味噌を入れる前に取り分ける。 ⇒味噌を減らす。又は汁を減らし、具材を多めに盛り付ける。

*アレルギーの方が食べられるかどうか確認しましょう。

アレルゲンの種類	使用する材料	アレルゲンの種類	使用する材料
いわし	煮干し	大豆	味噌・湯葉・しょうゆ
小麦粉	麩	小麦粉	しょうゆ
青背魚	風味調味料		

炊き出しレシピ例② かんたん煮物

◆材 料◆

材料名	1 人分	3 0 人分	1 0 0 人分	備 考
大根	5 0 g	1 . 5 kg	5 kg	M 1 本 1 kg
人参	3 0 g	0 . 9 kg	3 kg	M 1 本 1 5 0 g
じゃがいも	3 0 g	0 . 9 kg	3 kg	M 1 個 1 5 0 g
味付けした缶詰 (さばの味噌煮缶, さんま のかば焼き缶等)	2 0 g	0 . 6 kg	2 kg	
水(材料がつかう程度)	3 0 cc	0 . 9 ℓ	3 ℓ	

◆用意するもの◆

・ 大なべ (蓋付)	・ 中なべ	・ 包丁	・ まな板
・ 木べら	・ 玉杓子	・ ウォータージャグ (アウトドアで使う給水容器)	
・ ポリバケツ (蓋付)	・ ポリ袋	・ お盆	・ ラップ
・ お椀		・ はし	・ 熱源 (カセットコンロ等)

◆作り方◆

- ① 野菜を流水で洗い、切る。
- ② 鍋に①と缶詰を入れ、水を材料がつかう程度に加え、軟らかくなるまで煮る。

◆ポイント◆

- *季節の野菜を好みでたくさん入れましょう。
- *野菜を細かく切りすぎないようにしましょう。
- *味付け缶詰がない場合は砂糖 (一人 1 ~ 2 g), しょうゆ (一人 3 ~ 5 cc) を加えて調味しましょう。
- *味が薄いようなら、しょうゆ、砂糖、味噌等で調味しましょう。
- *要介護者への配慮

子ども・高齢者	具材を軟らかく煮る。
飲み込みにくい方	材料を細かく切り、別鍋で軟らかく煮る。(汁を残す) ⇒水溶き片栗粉でとろみをつける。
塩分を控えている方	別鍋で野菜を多め、缶詰めを少なめに加え煮る。

- *アレルギーの方が食べられるかどうか確認しましょう。

アレルギーの種類	使用する材料	アレルギーの種類	使用する材料
いわし・さば等の 青背魚	いわしの缶詰 さばの缶詰 等	小麦粉	しょうゆ
大豆	味噌・しょうゆ		

⑪食物アレルギーについて

食物アレルギーとは？

- 食べたり、触ったり、吸い込んだりした食物に対して、体を守るはずの免疫のシステムが、過剰に反応して起きる有害な症状をいいます。
- 最も多い症状は「かゆみ・じんましん」「唇の腫れ」「まぶたの腫れ」「嘔吐」「咳・ぜん鳴（ぜいぜい・ひゅうひゅう）」などですが「意識がなくなる」「血圧が低下してショック状態になる」という重篤な場合もあり、最悪死に至ることもあります。
- 人によってその原因とその反応を引き起こす量が異なります。また体調によってその反応も変わります。
- 避難所では、今までと違う環境で生活することにより、アレルギー症状が出やすくなったり、発作が起こりやすくなったりすることがあります。

アナフィラキシーとは？

- 急性の全身性かつ重篤なアレルギー反応のひとつ、生死にかかわる場合もあるショック症状をいいます。

* 個別に聞き取り* ※「食物アレルギー対応把握表の例」参照

①聞き取りするときの注意事項

- プライバシーに配慮しながら状況を把握します。
- アレルゲン（食物アレルギーを起こす原因食品）は卵、牛乳、小麦等があります。
- アレルゲンが1種類でなく、複数の食品が食べられない人もいます。
- アレルギーがあるかどうかの判断は相手の申し出で決めます。聞き取り側で判断しないようにします。
- 避難所での集団生活では、個別対応等の細やかな対応は困難であり、誤食する可能性もあるので、基本は「少しなら食べられる」場合でも「食べられない」とします。

例1 卵アレルギーで生卵は食べられないが、パン等に少し入っている程度なら食べられる場合

⇒ふだんなら食べられるものでも、避難所生活の中でアレルギーを起こす可能性があるので、把握表の「卵」のアレルゲンの「食べられない」に○をつけます。

例2 乳アレルギーで牛乳が飲めないが、ヨーグルトは食べられる場合

⇒把握表の「乳」のアレルゲンの「食べられない」に○をつけます。特記事項にヨーグルトは食べられると記入します。

○避難所生活の中で、「食べられない」と「食べられる」が変わるケースがあるので、随時対応します。

②聞き取り内容

- 氏名，性別，年齢
- アレルギーの種類
- 間違って食べた時の対処方法（連絡先）
- アナフィラキシー歴とその対応方法
- 服薬状況
- アレルギー用ミルクの種類

* 避難場所の情報集約* ※町(町会)別避難者名簿のアレルギー欄対象者について

- ①食物アレルギーのある方の人数
- ②アレルギーの種類ごとの人数
- ③アナフィラキシー歴のチェック

* アレルギーに対応した物資の配給の際の注意点 *

- ①受け取った食物アレルギー対応食品の原材料等を確認後，対象者に直接渡す。
- ②食物アレルギー対応食品は賞味期限等を確認する。
(食物アレルギー対応食品は保存料等を使用していないものが多いため，賞味期限が短いものに注意する。)

* その他注意事項 *

- ①避難生活が長期化する場合等は，食物除去対応による保護者等のストレスが大きくなるため，医師等による指導や相談につなげるようにします。
- ②食物アレルギーは偏食等とは関係ありません。周囲への理解を図るようにします。
- ③各種情報，外部で物資提供や相談などに対応してもらえるところなどの情報提供をしましょう。(※外部からの支援情報提供の例)

<加工食品のアレルギー表示の主なルール>

(平成24年10月現在)

加工食品の表示	名 称	理 由
表示義務 (特定原材料)	卵，乳，小麦，えび，かに	発症件数が多い
	そば，ピーナッツ	症状が重篤で生命に関わるため特に留意が必要なもの
表示を奨励	あわび，いか，いくら，オレンジ，キウイフルーツ，牛肉，くるみ，さけ，さば，大豆，鶏肉，バナナ，豚肉，まつたけ，もも，やまいも，りんご，ゼラチン	過去に一定の頻度で発症件数が報告されたもの

※少量しか含まれない場合は表示されないこともあります。

食物アレルギー対応把握表の例

食物アレルギー対応把握表（個人）		____年____月____日調査 担当____
氏名	性別	男・女 年齢 ____ 歳 箇所 ____
アレルギー	食べられない場合○	・間違って食べた時の対応方法（具体的に） ・かかりつけの医療機関 ・アナフィラキシー歴（有・無） ・服薬等（有・無） ・その他特記事項
卵		
乳		
小麦		
えび		
かに		
そば		
ピーナッツ		
食物アレルギー用ミルクの種類（ ）		

外部からの支援情報提供の例

NPO 法人 日本アトピー協会

（連絡先 06-6204-0002）

アトピー性皮膚炎およびアレルギー諸疾患に対して、安心と安全、そして快適と向上を目指す人々により組織された団体で、的確な情報の提供と、相互の理解を求め活動することを目的としています。被災地への物資提供などの支援にも取り組んでいます。

NPO法人 日本アトピー協会からのお知らせ

被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。

日本アトピー協会では、アトピー・アレルギー疾患患者さんがお使い頂けるスキンケア商品や医療情報（専門医や診察情報）等をお届け致しております。また、お薬に対するご相談等も受付けております。商品詳細等は、協会までお問い合わせ下さい。

尚、誠に勝手ながら数量に限りがありますのでアトピー・アレルギー疾患患者さん以外の方からの申し込みはご遠慮頂けます様、ご理解をお願い申し上げます。

日本アトピー協会 TEL [] FAX []

TEL [] FAX []

スタッフ携帯 []

[]

[]

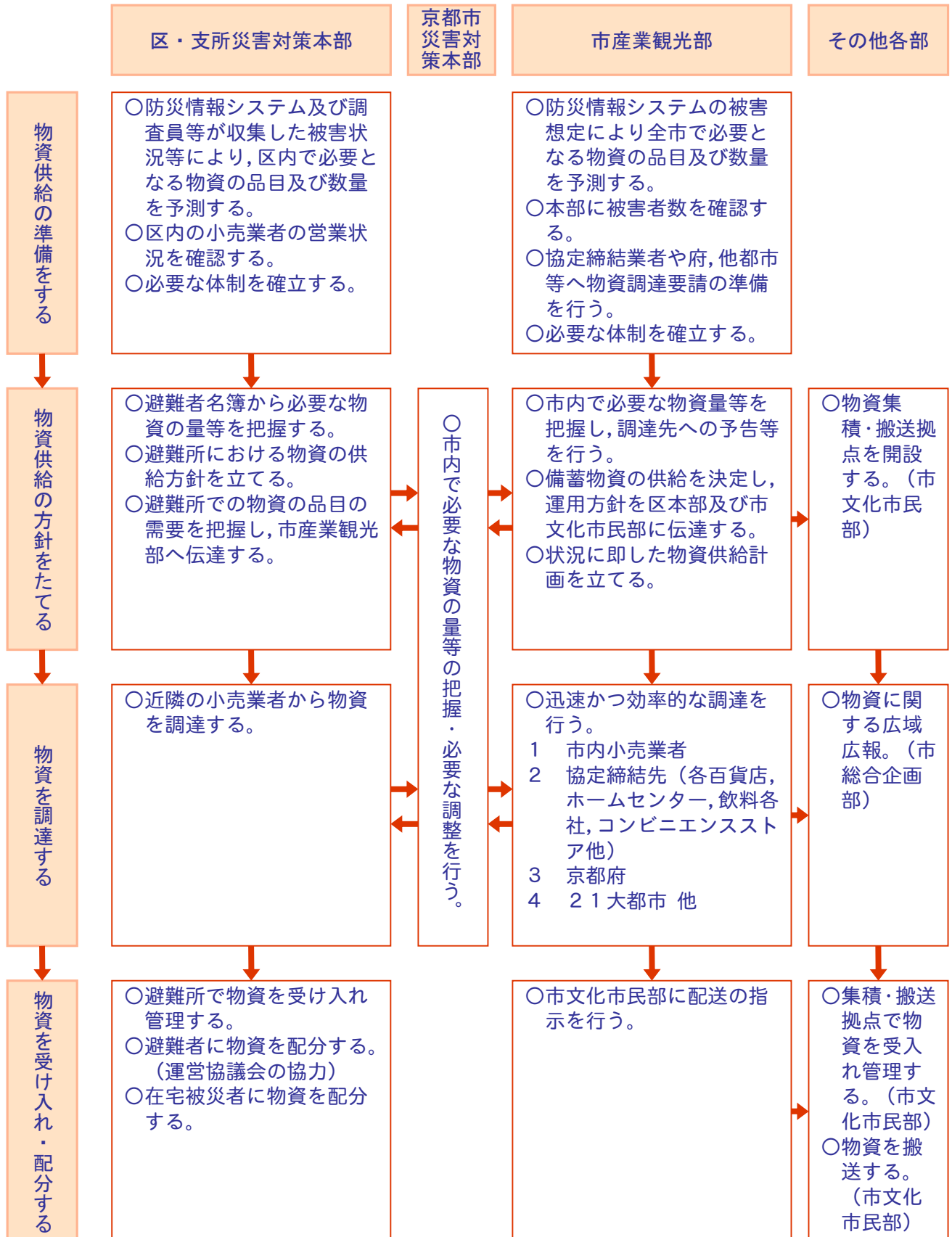
HPアドレス []

email アドレス []

[]

⑫食料・物資の確保等の体制と調達・供給する品目の例

* 食料・物資の確保等の体制 *



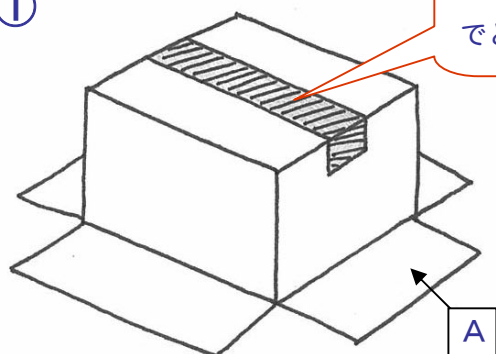
* 物資協定により調達・供給する品目 *

必要時間	調達 1 (生命維持) 直後から概ね 1 日以内	調達 2 (最低限の衣食等) 直後から概ね 1～3 日以内	調達 3 (生活必需品) 1 週間程度まで
(ア)寝 具	毛布, 寝袋, タオルケット等		布団
(イ)被 服		肌着(大人・子ども・男女別)	洋服上下等
(ウ)身の回り品		タオル, 雨具・傘, 靴・サンダル, 靴下	
(エ)日 用 品	生理用品	石鹸, ティッシュペーパー, 濡れティッシュ, トイレットペーパー	歯磨き用品, 洗浄液, ドライシャンプー, 洗剤
(オ)炊 事 用 具		缶切り, カセットコンロ, ラップ	炊き出し用品(鍋釜, 包丁等) L P ガス用コンロ
(カ)食 器	飲料水等の容器(ビニール袋等)	ポリタンク	紙容器, 割りばし, スプーン, ナイフ等
(キ)光熱材料等		マッチ, 使い捨てライター, カセットボンベ, 自家発電装置	L P ガス, 固形燃料等
(ク)要配慮者の生活必需品 (保健福祉部)	紙オムツ(幼児, 成人用), ポータブルトイレ, ほ乳瓶	車いす, 杖, 電気湯沸しポット	
(ケ)その他の給与物資	防水シート, ロープ等	携帯カイロ(冬季)	
(コ)避難所の運営関係物資 (行財政部) (環境政策部*)	懐中電灯, ラジオ, 電池, 文具, コピー用紙, ガムテープ, 工具, 軍手, 電話機, テント等 仮設トイレ(*)	畳・カーペット等, ロウソク, 電球, 清掃用具(ゴミ袋, バケツ, ほうき, ゴム手袋等), 自転車等	コピー機, ファクシミリ, パソコン等 灯油ストーブ, ござ等, 殺虫剤等(夏季)

⑬避難所におけるいろいろな工夫

ダンボールを使った椅子の作り方

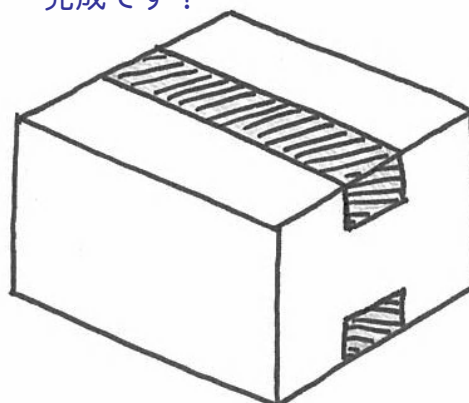
①



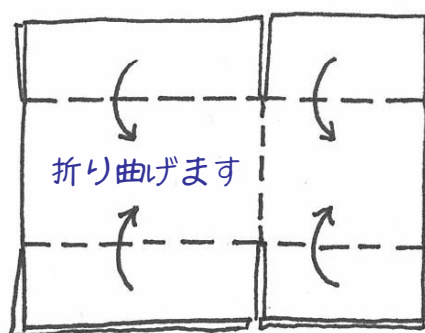
まず底をテープ
でとめます

(例)

蓋をテープでとめて
完成です！

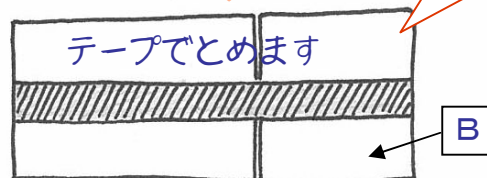


②

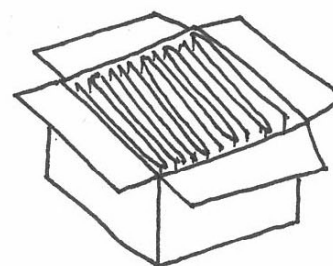


折り曲げます

2枚作ります

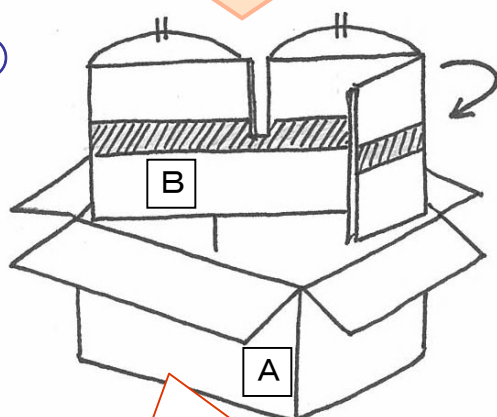


テープでとめます



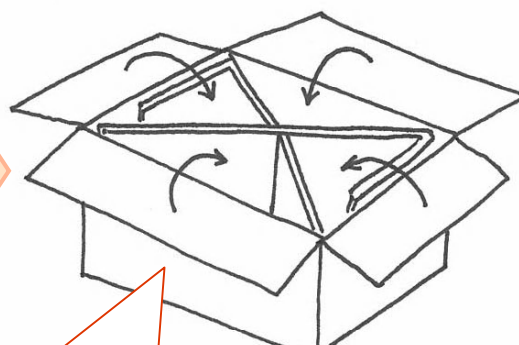
※カッターがない場合は[B]を[A]に
いっぱい詰め込み蓋をします。

③



Aの対角線に合わせてBを折
り、その中央にみぞを掘ります

④



Bを十字にはめ込みAに
入れ、テープでとめます

⑭ 自主防災器材格納庫リスト

* 基本器材 *

器材名	数量	器材名	数量
バール	8	軽量折りたたみ式リヤカー	1
ジャッキ	10	テント	1
ハンマー（大）	4	はしご	1
ショベル	8	強力ライト	4
のこぎり	8	電気メガホン	1
担架（四つ折）	4	メガホン	8
シート	2	防災器材格納庫（3.35 m ² ）	1

* 選択器材 *

基本器材	かけ矢	RC バール
とび口	なた	ツルハシ
ロープ	ペンチ	ボルトクリッパー
組立式水槽	可搬型散水装置	ー

* 地域での備蓄防災器材一覧 *

※地域で作成し，貼り付けます。

⑮福祉避難所一覧

行政区	法人名	主な対象者	機能	種別	施設名
北区	(福)京都社会事業財団	高齢者	入所	特養/短期	にしがも舟山庵
北区	(福)七野会	高齢者	入所	特養/短期	原谷こぶしの里
北区	(福)京都福祉サービス協会	高齢者	入所	特養	紫野
北区	(福)仁恵会	高齢者	入所	特養/短期	ユーカリの里
北区	(福)七野会	高齢者	入所	軽費	リブル北山
北区	(福)京都総合福祉協会	障害者	通所	身体障害	京都市紫野障害者授産所
北区	(福)終野福祉会	高齢者	入所	特養/短期	ヴィラ上賀茂
北区	(福)和順共生会	高齢者	入所	特養/短期	和順の里
北区	(福)京都地域医療学際研究所	高齢者	通所	老健	がくさい
上京区	(福)京都福祉サービス協会	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	京都市小川特別養護老人ホーム
上京区	(福)北野健寿会	高齢者	入所/通所	特養/短期	西陣憩いの郷
上京区	(福)健光園	高齢者	入所	小規模多機能	十四軒町の家
上京区	(福)京都市社会福祉協議会	高齢者	通所	デイ	京都市上京老人デイサービスセンター
左京区	(福)菊鉾会	障害者	通所	知的障害	テンダーハウス
左京区	(福)市原寮	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	市原寮
左京区	(福)市原寮	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	花友しらかわ
左京区	(福)松光会	高齢者	入所/通所	特養/短期	静原寮
左京区	(福)市原寮	高齢者	入所/通所	小特養	花友はなせ
左京区	(福)行風会	高齢者	入所	軽費	ケアハウスやまびこ
左京区	(福)京都総合福祉協会	障害者	通所	知的障害	北山ふれあいセンター
左京区	(福)修光学園	障害者	通所	知的障害	修光学園
左京区	(福)修光学園	障害者	通所	知的障害	京都市飛鳥井学園
左京区	(福)修光学園	障害者	通所	知的障害	HOLYLAND
中京区	(福)京都福祉サービス協会	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	京都市本能特別養護老人ホーム
中京区	(福)壬生老人ホーム	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	壬生老人ホーム
中京区	(福)京都市社会福祉協議会	高齢者	通所	デイ	京都市御池老人デイサービスセンター
中京区	(福)なづな学園	障害者	通所	知的障害	かしの木学園
中京区	(福)京都市聴覚言語障害者福祉協会	障害者	入所	身体障害	京都市聴覚言語障害センター/京都市西ノ京障害者授産所
東山区	(福)洛東園	高齢者	入所/通所	特養/短期	修道洛東園
東山区	(福)洛東園	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	洛東園
東山区	(福)京都市社会福祉協議会	高齢者	通所	デイ	京都市東山老人デイサービスセンター
東山区	(福)なづな学園	障害者	通所	知的障害	なづな学園
山科区	(福)青谷福祉会	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	ヴィラ山科
山科区	(福)勤修福祉会	高齢者	入所/通所	特養/短期	長楽園
山科区	(福)緑寿会	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	山科苑
山科区	(福)緑寿会	高齢者	通所	デイ	京都市日ノ岡老人デイサービスセンター
山科区	(福)京都身体障害者福祉センター	障害者	通所	身体障害	山科障害者授産所/山科身体障害者福祉会館
山科区	(福)京都身体障害者福祉センター	障害者	通所	知的障害	やましな学園/山科障害者デイサービスセンター
山科区	(福)栄光会	高齢者	入所	特養/短期	東旺苑
山科区	(福)栄光会	高齢者	通所	デイ	京都市百々老人デイサービスセンター
山科区	(福)京都市社会福祉協議会	高齢者	通所	デイ	京都市山科老人デイサービスセンター
下京区	(福)京都福祉サービス協会	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	京都市修徳特別養護老人ホーム
下京区	(福)京都福祉サービス協会	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	西七条
下京区	(福)京都市社会福祉協議会	高齢者	入所	短期	京都市菊浜老人短期入所施設
下京区	(福)カトリック京都司教区カリタス会	高齢者	通所	デイ	京都市島原老人デイサービスセンター
下京区	(福)カトリック京都司教区カリタス会	高齢者	通所	デイ	京都市崇仁老人デイサービスセンター
南区	(福)清和園	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	吉祥ホーム
南区	(福)清和園	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	京都市久世特別養護老人ホーム
南区	(福)こころの家族	高齢者	入所/通所	特養/短期/軽費	故郷の家・京都
南区	(福)京都福祉サービス協会	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	塔南の園
南区	(福)十条龍谷会	高齢者	入所/通所	特養/短期	ビハール十条
南区	(福)カトリック京都司教区カリタス会	高齢者	入所	特養/短期/デイ	京都市東九条特別養護老人ホーム
南区	(福)京都市社会福祉協議会	高齢者	通所	デイ	京都市陶化老人デイサービスセンター
南区	(福)京都身体障害者福祉センター	障害者	通所	身体障害	京都市洛南障害者授産所

行政区	法人名	主な対象者	機能	種別	施設名
南区	(福)京都身体障害者福祉センター	障害者	通所	身体障害	京都市洛南身体障害者福祉会館
南区	(福)太陽の家	障害者	入所	身体障害	京都太陽の家
右京区	(福)七施会	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	アムールうずまさ
右京区	(福)嵐山寮	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	嵐山寮
右京区	(福)嵐山寮	高齢者	入所	養護	嵐山寮
右京区	(福)嵐山寮	高齢者	入所/通所	特養/短期	嵐山寮特別養護老人ホーム うたの
右京区	(福)嵐山寮	高齢者	入所	小特養	嵐山寮小規模特別養護老人ホームひろさわ
右京区	(福)富士園	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	梅津富士園
右京区	(福)市原寮	高齢者	入所	特養	花友にしこうじ
右京区	(福)健光園	高齢者	入所	養護	健光園
右京区	(福)清和園	高齢者	入所	養護	愛宕ゆうこうの郷
右京区	(福)伏見にちりん福祉会	高齢者	入所	軽費	ケアハウス西院
右京区	(福)京都福祉サービス協会	高齢者	通所	デイ	京都市西院老人デイサービスセンター
右京区	(福)健光園	高齢者	入所	特養	はなぞの
右京区	(福)北桑会	高齢者	入所	特養/短期/デイ	豊和園
右京区	(福)京都市右京区社会福祉協議会	障害者	通所	知的障害	京都市うずまさ学園/京都市太秦障害者デイサービスセンター
西京区	(福)京都社会事業財団	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	京都厚生園
西京区	(福)京都社会事業財団	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	京都市桂川特別養護老人ホーム
西京区	(福)京都社会事業財団	障害者	入所	身体障害	京都市桂川療護園/京都市桂川障害者デイサービスセンター
西京区	(福)京都基督教福祉会	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	シオンの里
西京区	(福)桂の泉	障害者	通所	知的障害	桂の泉学園
西京区(洛西支所)	(福)西山福祉会	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	西山寮
西京区(洛西支所)	(福)京都総合福祉協会	障害者	入所	知的障害	京都市障害者支援施設大原野の社
西京区(洛西支所)	(福)京都総合福祉協会	障害者	入所	身体障害	洛西ふれあいの里療護園/洛西ふれあいの里デイサービスセンター
西京区(洛西支所)	(福)京都総合福祉協会	障害者	入所	知的障害	洛西ふれあいの里厚生園
西京区(洛西支所)	(福)京都総合福祉協会	障害者	通所	知的障害	洛西ふれあいの里授産園
伏見区	(福)浩照会	高齢者	入所/通所	特養/短期	あじさい苑
伏見区	(福)洛南福祉会	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	ヴィラ向島
伏見区	(福)洛南福祉会	高齢者	入所	軽費	サウスヴィレッジ向島
伏見区	(福)清和園	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	城南ホーム
伏見区	(福)永山会	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	そせい苑
伏見区	(福)伏見にちりん福祉会	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	淀の里
伏見区	(福)京都福祉サービス協会	高齢者	入所/通所	軽費/デイ	ケアハウス久我の杜
伏見区	(福)京都老人福祉協会	高齢者	入所/通所	短期/デイ	京都市東高瀬川老人短期入所施設
伏見区	(福)京都身体障害者福祉センター	障害者	通所	身体障害	伏見障害者授産所/伏見障害者デイサービスセンター
伏見区	(福)京都身体障害者福祉センター	障害者	通所	知的障害	京都市ふしみ学園
伏見区	(福)世光福祉会	障害者	通所	知的障害	ベテスダの家
伏見区	(福)健光園	高齢者	入所	特養/短期/デイ	ももやま
伏見区	(福)健光園	高齢者	通所	デイ	井伊掃部町デイセンター
伏見区	(福)京都老人福祉協会	高齢者	通所	デイ	板橋の町家ほっこり
伏見区(深草支所)	(福)青谷福祉会	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	ヴィラ稲荷山
伏見区(深草支所)	(福)京都老人福祉協会	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	京都老人ホーム
伏見区(深草支所)	(福)京都老人福祉協会	高齢者	入所	養護	京都老人ホーム
伏見区(深草支所)	(福)健光園	高齢者	入所	小特養	藤城の家
伏見区(深草支所)	(福)京都老人福祉協会	高齢者	通所	デイ	深草センターほっこり
伏見区(深草支所)	(福)京都老人福祉協会	高齢者	入所	小規模多機能	稲荷の家ほっこり
伏見区(醍醐支所)	(福)端山園	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	ヴィラ端山
伏見区(醍醐支所)	(福)同和園	高齢者	入所/通所	特養/短期/デイ	同和園
伏見区(醍醐支所)	(福)同和園	高齢者	入所	養護	同和園
伏見区(醍醐支所)	(福)京都老人福祉協会	高齢者	入所/通所	短期/デイ	京都市春日丘老人短期入所施設
伏見区(醍醐支所)	(福)京都老人福祉協会	高齢者	入所	小特養	小栗栖の家ほっこり
伏見区(醍醐支所)	(福)京都老人福祉協会	高齢者	入所	小規模多機能	醍醐の家ほっこり
伏見区(醍醐支所)	(福)京都市社会福祉協議会	高齢者	通所	デイ	京都市醍醐老人デイサービスセンター
計				107	

(平成 24 年 10 月 1 日現在)

⑩災害時協力井戸について

京都市では、地震の際の水道施設の損傷などにより、生活のための水が不足した場合に備えて、市民の皆様が所有されている井戸を「**災害時協力井戸**」として登録し、災害時に地域の皆さんに生活水（洗濯，掃除，トイレに使用する水です。飲料用の水ではありません。）として井戸水を提供していただく制度を，平成 16 年 12 月にスタートさせ，多くの市民や事業者の方などに登録いただいています。

「災害時協力井戸の家」として登録された住宅



この標識がついて
います。



- 地域の「災害時協力井戸」を事前に確認し，「参考資料集 33」
⑩地域概況等に記載してください。
- 登録されている家のリストを，地元の自主防災会へお渡ししています。
- また，およその場所は，ホームページ京都市防災危機管理情報館「安心・安全の知恵袋」のコーナーでも御覧いただけます。

京都市防災危機管理情報館ホームページ

<http://www.bousai-kyoto-city.jp/bousai/>

⑪防災関係機関等

関係機関	連絡先
() 区役所・支所	
() 消防署	
() 警察署	
京都市役所	222-3111
京都市行財政局防災危機管理室	212-6792
上下水道局（お客様窓口サービスコーナー）	672-7770
西日本電信電話㈱	113
日本赤十字社 京都府支部	541-9326
関西電力㈱（京都コールセンター）	0800-777-8031
大阪ガス㈱（ガス漏れ専用フリーダイヤル）	0120-819-424
（公財）京都市国際交流協会	752-3010
火災・急病のとき	119
犯罪・事故が起こったとき	110

（平成 24 年 10 月 1 日現在）

⑫伝言ダイヤルの使い方

■災害用伝言ダイヤル 171 を使う

録音

171

⇒

1

再生

171

⇒

2

※ 被災地の市外局番
から始まる電話番号

（使用する電話番号）

- ・ 伝言は 1 件 30 秒以内
- ・ 録音は 2 日間だけ聞ける
- ・ 1 つの番号で 10 件まで伝言可能

■携帯電話会社の災害用伝言板サービスを使う

⑪地域概況

※地域で作成し，貼り付けます。

※学区内の町会別または町丁目別人口，世帯数

3 様式集

- ①避難者数集計表
- ②町(町会)別避難者名簿
- ③避難所入退所届
- ④安否確認シート
- ⑤情報収集リスト
- ⑥訪問者管理簿
- ⑦郵便物等受付票
- ⑧問合せ受付票
- ⑨食料・物資要請リスト
- ⑩物資一覧・物資管理簿
- ⑪ボランティア依頼票

(区 避難所)

[illegible]

町(町会)別避難者名簿

[町 町会]

[illegible]

※物資等の必要数を把握するため、備考欄で要配慮者をチェックします。

避難所入退所届

避難組名

①	ふりがな 世帯代表者氏名			電話			
	住所						
②	入所年月日	年	月	日	所属町会名		
	※ここに避難した人だけ書いてください。						
	家族	ふりがな 氏 名	性別		年齢	備考	
			男 女				
			男 女				
			男 女				
			男 女				
			男 女				
			男 女				
			男 女				
	家屋被害状況	1全壊 2全焼 3半壊 4半焼 5一部損壊 6流失 7床上浸水 8床下浸水 9なし 1断水 2停電 3ガス停止 4電話不通					
	親族など連絡先						
何か(アレルギーなど)							
特技や資格をお持ちの方は、氏名と特技・資格の内容をお書きください。 氏名 特技・資格							
③	他からの問い合わせに、住所、氏名を公表してもいいですか？				よい・よくない		
④	退所年月日	年	月	日			
	転出先	住所					
	氏名						
	電話						
登録日(入所日)		登録解除日(退所日)					

- ◎この名簿は、世帯代表の方が書いて避難所運営協議会にお渡しください。
- ◎要配慮者は、備考欄に○印をお書きください。
- ◎外国籍の方は、自国の大使館・領事館からの問い合わせに対応するため、備考欄に国籍をお書きください。

[避難者の方へ]

- ・入所にあたり、この名簿を記入し提出することで避難者として登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。
- ・内容に変更がある場合は、すみやかに管理班に問い合わせて修正してください。
- ・他からの問い合わせに対し、住所と氏名を公表してよいか、お書きください。名簿の内容を公表することによって、ご親族の方々に安否を知らせるなどの効果があります。しかしプライバシーの問題がありますので、公表の可否についてはご家族で判断してください。

安否確認シート

月日	氏名	年齢	性別	住所	情報連絡先
／					
／					
／					

月日	氏名	年齢	性別	住所	情報連絡先
／					
／					
／					

月日	氏名	年齢	性別	住所	情報連絡先
／					
／					
／					

月日	氏名	年齢	性別	住所	情報連絡先
／					
／					
／					

月日	氏名	年齢	性別	住所	情報連絡先
／					
／					
／					

情報収集リスト

避難所名			
日 時	発 信 者	収 集 者	内 容

訪問者管理簿

平成 年 月 日

避難所名				
番号	氏名	訪問時刻	退所時刻	用件
1		:	:	
2		:	:	
3		:	:	
4		:	:	
5		:	:	
6		:	:	
7		:	:	
8		:	:	
9		:	:	
10		:	:	
11		:	:	
12		:	:	
13		:	:	
14		:	:	
15		:	:	
16		:	:	
17		:	:	
18		:	:	
19		:	:	
20		:	:	

注) 外部からの訪問者の管理簿を作成します。
「訪問時刻」、「退所時刻」を記入してもらいます。(介助など、やむを得ない事情により避難所で泊まりたいという要望がある場合は、スペースの状況等も考慮し判断します。泊まりが可能な場合は、備考欄に退所予定日を記入してもらいます。)

郵便物等受付票

	受付月日	宛て名	避難組	郵便物等の種類	受取月日	受取人
1	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
2	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
3	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
4	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
5	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
6	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
7	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
8	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
9	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
10	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
11	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
12	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
13	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
14	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
15	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	

受付担当者は「受付月日」～「郵便物等の種類」欄に記入します。
受取の際は、「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。

問合せ受付票

受付No.	No.	受付日時	月 日 : 頃
受付者			
問合せのあった避難者 氏名			
問合せのあった避難者 住所			
問合せしてきた人 氏名			
問合せしてきた人 連絡先			
掲示板への貼付の了解	可・拒否	掲示板への貼付日	月 日
備考			

(区 避難所)

[illegible]

物資一覽

[illegible]

物資管理簿

品名						単位呼称					
								商品コード:			
年月日			納入先		出し先		納入数	出し数	残数	記入者	備考
月 日現在における			受入		払出				残数		
数量の合計											

※この用紙は、避難所で保管しておきます。
※代金の決済が必要な場合は、備考欄のところに「支払伝票のNo.」を記入します。

ボランティア依頼票

受付年月日	年 月 日	受付番号	
受付時間	午前・午後 時 分	受付者名	

依頼者	氏名	(フリガナ) 男・女	
	属性	☐ 本人⇒独居・高齢者世帯・障害者世帯・一般・その他() ※本人以外からの依頼の場合、本人の同意を確認⇒同意・未確認・不同意 ☐ 親族() ☐ 地域(民生委員・学区社協・町会長・()) ☐ 専門機関() ☐ その他()	
	住所 (現在)		
	連絡先	TEL — — 携帯 — —	
活動場所	住所・ 連絡先 ※依頼者と同じ なら省略	☐ 本人宅 ☐ その他() 京都市 区 様宅 TEL — — 携帯 — —	
	被災の 状況等	避難勧告・指示 ☐ 発令されている ☐ 発令されていない	
		建物応急危険度判定 ☐ 緑(調査済) ☐ 黄(要注意) ☐ 赤(危険)	
		☐ 不明()	
		建物内・外の危険箇所等	
	目標となる 建物・目印		
活動内容	希望日時	年 月 日() ~ 時 ~ 時 月 日()	
	希望内容		
	希望人数	合計 人 (内訳: 男性 人, 女性 人, どちらでも 人)	
資器材	活動場所にある物		
	VCから 持参する物		
活動結果の 確認	完了・継続		備考(「継続」の場合の引継ぎ事項等)

※マッチング時に集めるポストイットは裏面に貼り付けます。(センター管理分のみ)

京都市印刷物第 243089 号
平成 24 年 10 月発行

京都市行財政局防災危機管理室
〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町 450 番地の 2
TEL 075-212-6792 FAX 075-212-6790

